

『令和3年版 法人税の決算調整と申告の手引』内容に関するお知らせ

令和3年9月16日付課法2-31ほか1課共同「租税特別措置法関係通達（法人税編）等の一部改正について」（法令解釈通達）が公表されました。

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/kaisei/r0309/index.htm>

この法令解釈通達は、所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）の一部の施行に対応し、租税特別措置法関連通達（法人税編）等につき所要の整備を図ったものです。

標記図書につきましては、令和3年7月1日現在の法令通達により編集しており、本通達は未掲載ですのでご注意ください。

本通達による主な改正点は、次のとおりです

○租税特別措置法通達関係

- 1 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除（新設）
 - ・事業適応繰延資産に該当するもの（措通42の12の7-1 新設）
 - ・分割払の事業適応繰延資産（措通42の12の7-3 新設）
 - ・国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額（措通42の12の7-4 新設）
- 2 中小企業事業再編投資損失準備金（新設）
 - ・中小企業者であるかどうかの判定（措通55の2-1 新設）
 - ・評価減の額の区分（措通55の2-2 新設）
 - ・特定法人が2以上ある場合の中小企業事業再編投資損失準備金の取崩しの計算（措通55の2-3 新設）